

万一の浸水被害に備えて 「土のうステーション」のご利用を

大雨や台風に備えて土のうステーションを設置しています。土のうの重さは、1袋15～20kgです。水害への備えとして、必要な分をお持ち帰りください(原則1人10袋まで)。なお、土のうを運ぶための車などは、各自で用意してください。

※土のうの回収は行いません。

■土のうステーション設置場所一覧

設置場所	住所
市役所駐車場	城南1-1-1
木部会館	木部町136
水月公園	鉢塚3-6-1
姫室・室町会館	姫室町3-1
早苗の森会館	神田4-7-2
光明公園	城南3-5-3
石橋小学校正門前	井口堂3-3-30
石橋駅前公園	石橋1-15



☎ 問合せ 土木管理課 ☎754・6270

体を動かしてみませんか スポーツ教室受講者を募集

各施設でスポーツ教室の受講者を募集しています。詳細や申込方法は各施設のホームページをご覧ください。

※インターネット環境がない方は各施設で要項を配布しています。

総合スポーツセンター

一般教室(トレーニング講座(新)、リラックスヨガ、バレエボールなど)、子ども向け教室(幼児体操、ヒップホップジュニアなど)



▲総合スポーツセンター
ホームページ

夫婦池公園テニスコート

夏期テニス教室(初心・初級、中学生ソフトナイター、ジュニアなど)、ヨガ教室(ヨガ、ピラティスなど)



▲夫婦池公園テニスコート
ホームページ

五月山体育館

アリーナ(フットサル、体操など)、スタジオ教室(エアロビクス、ヨガなど)



▲五月山体育館
ホームページ

☎ 問合せ 総合スポーツセンター ☎761・5137 夫婦池公園テニスコート ☎751・1400 五月山体育館 ☎750・2430

病気やけがに備えてしっかり納付を

国民健康保険料のお知らせ

6年度から、府内全ての市町村で保険料率や減免基準などが統一されたので、府内のどの市町村に住んでいても同じ所得・世帯構成であれば同じ保険料となります。

7年度国民健康保険料納付額通知書を、6月中旬ごろに世帯の納付義務者に送付します。府内統一基準による保険料率および賦課限度額は下記のとおりです。

保険料について

国民健康保険料は①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分の3つで構成されています。①と②は年齢に関係なく、国民健康保険被保険者全員に、所得に応じた「所得割」、加入者数に応じた「均等割」、1世帯当たりの「平等割」の3種類を合計して賦課されます。③は40～64歳の被保険者のみに「所得割」と「均等割」を合計して賦課されます。

■保険料率

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	9.30%	3.02%	2.56%
均等割	3万4,424円	1万1,034円	1万8,784円
平等割	3万3,574円	1万761円	—
賦課限度額 (年間保険料の限度額)	65万円	24万円	17万円

国民健康保険料＝
医療給付費分＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分

(参考) 計算例: 世帯主45歳、配偶者42歳、子ども1人(10歳)の3人世帯の場合(世帯主の所得250万円、配偶者・子の所得は0円と仮定) ※基礎控除は43万円。

①【医療給付費分】

所得割＝(250万円－43万円)×9.30%＝19万2,510円

均等割＝3万4,424円×3人＝10万3,272円

平等割＝3万3,574円

②【後期高齢者支援金分】

所得割＝(250万円－43万円)×3.02%＝6万2,514円

均等割＝1万1,034円×3人＝3万3,102円

平等割＝1万761円

③【介護納付金分】(40～64歳)

所得割＝(250万円－43万円)×2.56%＝5万2,992円

均等割＝1万8,784円×2人＝3万7,568円

合計52万6,293円

保険料の軽減および減免制度について

6年中の総所得金額(世帯合計)が条例で定める基準額以下の世帯については、均等割と平等割が軽減対象となります。この軽減を受けるためには、必ず所得の申告が必要です。申告していない方は国保・年金課窓口で申告してください(7年度から軽減の基準額が変更になりました。基準額については市ホームページをご覧ください)。

また、災害で居住する住宅に著しい損害を受けたときや、所得が著しく減少したなどの事情により保険料の納付が困難な場合、申請により保険料を減免できる場合があります。

減免対象となる保険料は申請日時点で納期未到達かつ未納分のみとなりますので、お早めに相談の上、手続きをしてください。

保険料は皆さんの医療費に充てられる大切な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

保険料の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください。また、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリでも納付できます。

市役所からATMの操作をお願いすることはありません。

医療費や保険料の還付金詐欺にご注意ください。

問合 国保・年金課 ☎754・6253

楽しい学びや新しい趣味に出会える
「学びの場」参加者募集



⑩16653

元気に充実した毎日を過ごせるよう、今から熱中できることを見つけたり、興味のあることを「学びの場」で深めたりしてみませんか？

■ (7~10月) プログラム (申込期間6月25日(水)まで/要申し込み・抽選)

講座名	日時/会場	内容	定員	参加費
①発声から自然な笑顔に！ 「声ヨガ」教室	日時：7月4・18日、9月5・19日、10月3・17日 の金曜日14時～16時 会場：保健福祉総合センター	舌や表情筋を大きく動かし嚙下機能改善にもつながる「声ヨガ」を体験。マットや難しいポーズは必要ありません。	30人	3,000円
②手のケアから自分を見直そう！ 「ハンドケア・パーソナルカラー」教室	日時：7月14・28日、9月8・22日、10月20・27日の月曜日14時～16時 会場：GULIGULI(鉢塚2-10-11)	ハンドケアで、手をスムーズに動かすためのお手入れや体操を学びます。またパーソナルカラーでは、本来の自分に似合う色を見つけましょう。	20人	3,000円
③脳トレ&コミュニケーションを楽しもう！ 「ボードゲーム」教室	日時：7月8・22日、9月2・16日、10月14・28日の火曜日13時30分～15時30分 会場：ボードゲームカフェジラフ(石橋3-2-4)	初心者でも大丈夫。皆で脳トレしながらボードゲームを楽しみましょう。学んだ後は、おうちでも家族と一緒に楽しめます。	20人	3,000円
④木に触れてみよう！ 「木工ハンドメイド」教室	日時：7月16・30日、9月3・10日、10月8・22日の水曜日13時30分～16時30分 会場：池田駅前南会館	木のぬくもりを感じながら、ハンドメイドの作品を完成させましょう。初めての方でもご参加いただけます。	15人	3,000円

対象 市内在住の65歳以上で、原則全日程に参加できる方(7年度中に65歳になる場合は参加可)

申込 電話または右記の二次元コードで同事務局

※申し込み結果は6月30日(月)から順次発表予定です。受講は原則1人につき1プログラムです。



▲申込フォーム

問合せ いつもyobouいけだ運営事務局 ☎06・6676・8010 月～金曜日10時～17時

⑩5368

救急医療情報キット

「キットあんしんふくまるくん」を配布

安全・安心を確保するため緊急連絡先や持病、かかりつけ医などの医療情報を専用保管容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保存しておき、万一の事態に備えるものです。救急時に駆け付けた救急隊員がキットを取り出し、その情報を活用することでよりの確な救急活動が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行えます。



対象 65歳以上の独居や高齢者世帯、障がい者の市民

持物 健康保険証や免許証などの本人確認書類

申込 電話で同課または右表の地域包括支援センター

校 区	センター名	電話
池田・五月丘小学校区	さわやか地域包括支援センター	☎754・6789
ほそごう・秦野小学校区	伏尾地域包括支援センター	☎752・1649
呉服・神田小学校区	のぞみ地域包括支援センター	☎748・6050
石橋南・北豊島小学校区	石橋巽地域包括支援センター	☎763・0363
石橋・緑丘小学校区	井口堂巽地域包括支援センター	☎763・0300

問合せ 高齢・福祉総務課 ☎754・6336

～Recruitment for public housing～

市営住宅入居者募集

市営住宅は、公営住宅法や池田市営住宅条例に基づき住宅に困っている低所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅です。抽選会は6月26日(木)10時から池田駅前北会館5号室で行います。

募集枠	住宅名	号室	間取り	建築年	設備	家賃(月額)
一般世帯向け	五月ヶ丘*	505号(5階)	2DK	平成15年	風呂あり エレベーターあり	23,900円～46,800円

※借上市営住宅アルビス五月ヶ丘129棟は、市が(独)都市再生機構から借り上げ、市営住宅として賃貸するものです。期間は、令和15年4月30日までです。

募集案内配布期間	6月2日(月)～13日(金)
募集案内配布場所	市営住宅管理センター、市役所(6階都市政策課、2階行政情報コーナー、1階総合窓口課)、ツナガリエ石橋、人権文化交流センター
申込受付日時	6月11日(水)～13日(金)9時～16時 ※郵送でも受け付けます(消印有効)。
申込受付場所	市営住宅管理センター(菅原町3-1ステーションN地下1階)
内覧会	6月6日(金)10時～15時 ※詳細については、募集案内をご覧ください。



▲同センターホームページ

【問合せ】市営住宅管理センター ☎754・2050 月～金曜日8時45分～17時30分(祝・休日を除く)

みんなで支える介護保険

介護保険料のお知らせ

ID16451

被保険者の方に7年度介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。

保険料は介護保険制度を支える貴重な財源です

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と国・府・本市からの公費を財源として、介護が必要になった高齢者に介護サービスを提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会全体で高齢者とその家族を支援するものです。

保険料段階の基準額の変更について

介護保険法施行令の一部改正により7年度から保険料段階の第1・2と第4・5段階の所得基準額である「80万円」が「80万9,000円」に変わります。なお、年間保険料額に変更はありません。

保険料の軽減について

消費税の増税に伴い、平成27年度から第1段階の方の保険料を軽減し、令和元年度からは第2・3段階の方の保険料も軽減しています。軽減分は公費で負担し、通知書に軽減後の金額を記載しています。

保険料について

◎40～64歳(第2号被保険者)の方

加入している医療保険で、介護保険分を合わせて納めます(詳細は各加入機関でご確認ください)。

◎65歳以上(第1号被保険者)の方

保険料は、本人の所得状況や世帯員の住民税の課税状況によって16段階に分けて決定します。

便利な口座振替のご利用を

普通徴収の方は、支払い忘れがなく安心な口座振替をご利用ください。

※口座振替の申し込みは、本市指定の各金融機関や介護保険課にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、預貯金通帳と通帳届出印、被保険者番号の分かるものを持って、各金融機関の窓口で手続きをしてください。

【問合せ】介護保険課 ☎754・6228